

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の概要

＜通称：北海道産業振興条例施行規則＞

【最終改正 令和4年3月31日公布、4月1日施行】

道内経済を牽引する産業の発展

成長発展・経済波及分野の立地促進

立地企業への地場産業の参入促進

成長発展・経済波及効果分野の中小企業の振興

地域産業の活性化

市町村と連携した企業の立地促進

地域における多様な産業づくり

企業立地の促進を図るための助成の措置

本道の経済の発展方向を見据えた立地助成

【類型Ⅰ】
○成長産業・発展基盤施設分野の集積促進

- 自動車、電気・電子、医薬品製造業等の支援拡充
 - ◆自動車、電気・電子、医薬品製造業、宇宙・航空機関連産業、高機能素材・複合材料関連製造業
 - ◆対象要件：新増設、投資額5億円以上、雇用増20人以上 ◆助成額：投資額の5～10% ◆対象地域：全道一円（札幌市を除く） ◆限度額：3～15億円
- データセンター事業
 - ◆対象要件：新増設、投資額10億円以上（環境配慮型データセンターは20億円以上）、雇用増5人以上
 - ◆助成額：投資額の5～10% ◆対象地域：全道一円（札幌市を除く） ◆限度額：1億5千万円～5億円
- 基盤技術産業
 - ◆対象要件：新増設、投資額2千5百万円以上、雇用増5人以上 ◆助成額：投資額の5～10% ◆対象地域：全道一円（札幌市を除く） ◆限度額：3億円
- 自然科学研究所
 - ◆対象要件：新増設、投資額～新設10億円以上、増設5億円以上、雇用増5人以上
 - ◆助成額：投資額の5～10% ◆対象地域：全道一円 ◆限度額：3～10億円 ◆助成額：投資額の5～10%
- 本社機能移転事業の支援拡充
 - ◆対象要件：新設、事務所面積300㎡以上（賃借の場合）、雇用増20人（札幌市は30人）以上
 - ◆助成額：投資額の10%（札幌市を除く）又は賃料（12ヶ月）×1/2以内×3年間（札幌市は1年間） ◆限度額：1億円又は1,000万円/年（賃借の場合）
- 新エネルギー関連産業、食関連産業、高度物流関連事業の支援拡充
 - ◆新エネルギー供給業（「太陽光」をエネルギー源とした発電事業のみ、当面の間対象外）
 - ◆対象要件：新増設、投資額10億円以上、雇用増1人以上
 - ◆助成額：投資額の2.5～5% ◆対象地域：全道一円（札幌市を除く） ◆限度額：0.5～1億円
 - ◆新エネルギー関連製造業、食関連産業（食品工業及び食品機械、農業機械等、植物工場）
 - ◆対象要件：新増設、投資額5億円以上、雇用増20人以上
 - ◆助成額：投資額の5～10% ◆対象地域：全道一円（札幌市を除く。植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。） ◆限度額：3～10億円
 - ◆高度物流関連事業（施設設置者と操業事業者が異なる場合を含む）
 - ◆対象要件：新増設、投資額20億円以上、雇用増20人以上
 - ◆助成額：投資額の5～10% ◆対象地域：全道一円（札幌市を除く） ◆限度額：1.5～5億円

【類型Ⅱ】
○市町村と連携した企業の立地促進

- 市町村と連携し雇用拡大につながる立地助成
 - 製造業、自然科学研究所、高度物流関連事業、データセンター事業、IT産業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業）、コールセンター事業
 - ◆対象要件：新増設、投資額2千5百万円以上、雇用増5人（併設施設の雇用者2人を含む）以上（雇用助成は6人目から支給）
 - ◆助成額：投資額の4%（特別対策地域かつ地域未来投資促進法適用地域の新設は8%）
 - ◆対象地域：全道一円（特別対策地域及び地域未来投資促進法適用地域）
 - ◆限度額：投資助成は1億円、雇用助成5千万円
 - 地域の工業団地を核とする製造業（植物工場を含む）の立地促進
 - ◆対象要件：新増設、投資額5千万円以上、雇用増5人（併設施設の雇用者2人を含む）以上 ◆助成額：投資額の4～8%
 - ◆対象地域：全道一円（札幌市を除く。植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。（札幌市は除く。）） ◆限度額：1億円
- 環境に配慮した工場等への補助率加算（データセンター及び本社機能移転の賃借の場合を除く）：+1%

中小企業の競争力の強化を図るための助成の措置

確実な成果（事業化）を出すための中小企業支援

- 支援の対象となる産業分野の重点化（特定産業分野）
 - ◆一般分に加え、特定産業分野枠を対象事業に設定（市場対応型製品開発支援）
 - 特定産業分野：「加工組立型工業」「基盤技術産業」「食関連産業」「環境・エネルギー産業」「IT産業」
- ポストコロナに向けたマーケティングとコンサルタント招へい支援の拡充
 - ◆オンライン展示会への出展と出展に必要な機材導入や、PR動画等の作成経費に対する助成を追加。オンラインによるコンサルタントを助成対象に追加
- 中小企業のゼロカーボンやデジタルトランスフォーメーションなどの中小企業が抱える課題への競争力強化に向けた人材育成支援の創設
 - ◆中小企業が新たな課題に対応するため、これまでの従業員等の研修への派遣に加え、講師を招へいして実施する研修会等に要する経費に対する助成を創設

対象事業名	対象経費（新分野・新市場進出等のための下記の経費）	助成率	限度額
マーケティング支援	各種市場調査や展示会（オンラインを含む）等の経費及び国際出願等に係る経費	1/2	国内100万円、国外200万円
コンサルタント等招へい支援	技術開発、生産管理、マーケティング等の専門コンサルタント等の招へい（オンラインを含む）経費	1/2	100万円
産業人材育成・確保支援（育成・派遣）	先進企業、研修機関、専門職大学院等への従業員等の派遣経費	1/2	50万円
産業人材育成・確保支援（育成・招へい）	新たな課題に対応していく企業力向上のため、講師を招へいして実施する研修会等の経費	1/2	50万円
産業人材育成・確保支援（確保）	情報通信技術を活用した場所や時間にとられない働き方（テレワーク）導入のための経費	1/2	60万円
市場対応型製品開発支援	製品・サービスの開発及び大学等と連携して行う研究開発経費、これに伴う市場調査等の経費	1/2	300～500万円